

再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定の締結について

株式会社エナーバンクとの間で、以下のとおり再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の利用促進に関する連携協定を締結したので報告する。

1 これまでの経過等

区は、令和3年11月に「中野区電力調達方針」を定め、区有施設の再エネ電力の導入を進めてきた。

23区においては、令和5年10月16日に特別区長会が「2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言」を行い、再エネ電力利用に係る23区共同購入の枠組みについて検討を進めてきた。この検討に基づき、令和6年度には株式会社エナーバンクの「リバースオークション」を活用した電力調達が順次開始されている。

中野区が目標としている2030年度、2013年度比二酸化炭素排出量46%削減の達成に向けては、全区有施設の利用電力を再エネ電力に切り替えるとともに、地域の事業者に対して再エネ電力の情報提供を進めていくことが課題となっている。

このため、再エネ電力を安価に調達できる「リバースオークション」を活用し、区有施設及び区内事業者が利用する電力について、再エネ電力への切替えを進める必要がある。

2 リバースオークションとは

複数の供給者が、買い手に対して価格を競って下げていく入札方式である。通常のオークションとは逆に、最も低い価格を提示した供給者が落札者となるのが特徴である。

3 連携協定締結の目的

区と株式会社エナーバンクが相互に連携し、又は協力し、株式会社エナーバンクが実施するリバースオークションを活用することで、中野区の区域内における再エネ電力の利用促進を図ることで、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

4 連携事項

- (1) 中野区内の事業者を対象に実施する、リバースオークションによる再エネ電力の調達及び再エネ電力の普及啓発に関すること。
- (2) 区内事業者及び株式会社エナーバンクが本協定と同様の趣旨の協定を締結している地方自治体（以下「協定自治体」という。）の区域内の事業者を対象に協定自治体と連携し実施するリバースオークションによる再エネ電力の調達に係る事項
- (3) 区有施設の再エネ電力調達におけるリバースオークションの利用検討及び実施に関すること。

- (4) 再エネ電力に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、中野区及び株式会社エナードが必要と認めること。

5 協定締結日

令和7年10月8日

6 協定期間

協定締結日から令和8年3月31日まで（自動更新）

7 今後のスケジュール

令和7年11月～	区有施設の再エネ電力調達に係るリバースオークションの実施
令和8年1月～	区内事業者向けリバースオークションに係る検討
令和8年4月～	区内事業者向けリバースオークションの実施